

[事案 24-68] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 12 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

変額個人年金に加入したが、募集人の虚偽の説明を理由に、契約の無効と一時払保険料の返還を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

経営する会社の事務所兼自宅に訪問してきた募集人（銀行員）から、定期預金を運用しないかと勧められ、平成 18 年 10 月、一時払保険料 1,000 万円で変額個人年金保険に加入した。加入時にパンフレットを用いた説明はなく、10 年間は元本割れしない、運用内容が良ければ増える商品だと説明され、また生命保険であるとは説明されずに、誤解して契約したものであるため、契約を無効とし、支払った保険料を返金してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求には応じることはできない。

- (1) 募集人は、パンフレット等の募集資料により、適切に商品説明を行っており、「10 年間は元本割れしない」との説明は行っていない。
- (2) 申立人は、「保険商品のご提案にあたって」に自署捺印し、申込書・告知書に自署捺印したうえで申込みをしている。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張を、不実告知による契約取消し（消費者契約法 4 条 1 項 1 号）と、錯誤による契約無効（民法 95 条本文）であると解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面ならびに申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記の事実が認められるので、申立人の主張には理由がなく、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続きを終了した。

1. 不実告知の主張について

変額個人年金保険の説明は、通常、パンフレット等の資料を使用してなされるが、本件では申込までに 2 回各 1 時間程度の面談が行われており、その間何の資料も使用せずに説明するのは不自然であり、募集人の説明に際し、資料を使用したと認められる。

通常、パンフレット等の資料を使用した説明は、その内容に則して行われるが、通常と異なった説明がなされたと認めることができる事情は見当たらず、後日、明白に虚偽であることが判明するような説明を、募集人が行ったと考えることも困難で、その内容に則した一通りの説明を行ったものと認められる。

そして、募集時に提示されたパンフレット等には、運用により資産残高が変動し一時払保険料を下回ることがあることが容易に窺えるイメージ図、年金受取総額と死亡保障は元本保証があるが一括受取時には元本保証のない場合があることが、記載されており、また、募集資料および申込書・告知書、保険商品のご提案にあたってには、保険会社の名称、死

亡保険金の文言等があり、生命保険（年金保険）であることは明らかであることから、申立人が主張する虚偽の説明があったと認めることはできない。よって消費者契約法4条1項1号に基づく取消しは認められない。

2. 錯誤の主張について

仮に、申立人が、申立契約を保険商品と認識せず、10年間は元本割れしない商品と誤信し、それが要素の錯誤にあたるとしても、募集資料の内容および申立人が自署捺印した申込書・告知書等の内容からすると、錯誤に陥ったことについて申立人に重大な過失があったといえ、申立人の主張を認めることはできない（民法95条ただし書）。